

## 放送大学学園化学物質等取扱規程

平成 26 年 3 月 18 日  
放送大学学園規程 1 号

### (趣旨)

第1条 この規程は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「毒劇法」という。）、放送大学学園安全衛生管理規程（平成20年放送大学学園規程第3号）、その他法令等（以下、「関係法令等」という。）に基づき、放送大学学園（以下「学園」という。）における教育研究活動等に使用される化学物質等の適正な使用及び管理のため必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、「化学物質等」とは次の各号に掲げるものの総称をいう。

- 一 特定化学物質 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第3に掲げるものをいう。
- 二 有機溶剤 労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げるものをいう。
- 三 毒物 毒劇法第2条第1項に定めるものをいう。
- 四 劇物 毒劇法第2条第2項に定めるものをいう。
- 五 危険物 消防法（昭和23年法律第186号）別表第1の品名欄に掲げるもの及びその他の法令等に定める有害性・危険性を有するものをいう。

### (管理の整理)

第3条 事務局長は、学園における化学物質等の管理を整理する。

### (安全衛生委員会)

第4条 化学物質等に係る重要事項に関する調査及び審議に関しては安全衛生管理規程の定めるところにより、安全衛生委員会が行う。

### (化学物質等取扱責任者)

第5条 学園において化学物質等を取り扱う際には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、化学物質等取扱責任者を置くこととし、それぞれ当該各号に掲げる者とする。

- 一 事務局においては事務局長が選任する者
  - 二 コースにおいては学長が指名する者
  - 三 学習センターにおいては学習センター所長又は事務長
- 2 化学物質等取扱責任者は、関係法令等及び本規程を遵守するとともに所属する事務局、コース及び学習センターの化学物質等の管理の状況を把握し、定期的に化学物質等の在庫状況と記録等とを照合及び点検しなければならない。また、化学物質等保管庫及び棚の転倒防止並びに化学物質等の転落及び混触を避ける措置を行い、環境汚染等の防止に努めなければならない。

3 化学物質等取扱責任者は、化学物質等を取り扱う職員及び学生等（以下「化学物質等取扱者」という。）に対して化学物質等の管理に関する指導及び助言を行わなければならない。

（化学物質等取扱者）

第6条 化学物質等取扱者は、関係法令等及び本規程を遵守するとともに、化学物質等取扱責任者の指示及び指導に従い、化学物質等を適正に使用、記録及び管理し、環境汚染等の防止に努めなければならない。

2 化学物質等取扱者は、その取り扱いに係る化学物質等を、その職務又は教育研究以外の用途に供してはならない。

（化学物質等の管理）

第7条 化学物質等取扱者は、化学物質等取扱責任者に前条第1項の使用、記録及び管理の状況を、別に定めるところにより適切に報告しなければならない。

2 化学物質等取扱者が、この条の規定に違反した場合は、化学物質等取扱責任者は化学物質等の取扱いを禁止することができる。

（毒劇物取扱者）

第8条 化学物質等取扱者のうち、化学物質等取扱責任者から毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の取り扱いの許可を得た者を毒劇物取扱者という。

2 毒劇物取扱者としての許可を受けていない者は、毒劇物を取り扱ってはならない。

（毒劇物の管理）

第9条 毒劇物取扱者は、化学物質等取扱責任者の指示に従って、毒劇物を施錠機能を有する保管庫に、一般の薬品と区別し、保管しなければならない。

2 毒劇物取扱者は、当該管理に係る保管庫の鍵を管理するとともに、毒劇物の使用状況及び保管状況を把握しなければならない。

3 毒劇物取扱者は、保管庫、容器及び包装に「医薬用外」の文字、毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字及び劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字をそれぞれ表示しなければならない。

（危険物取扱者）

第10条 化学物質等取扱者のうち、化学物質等取扱責任者から危険物の取り扱いの許可を得た者を危険物取扱者という。

（危険物の管理）

第11条 危険物取扱者は、消防法別表第1に掲げる指定数量の0.2倍以上の危険物を1又は複数で構成する1つの防火区画内で貯蔵または取り扱ってはならない。

2 危険物取扱者は、貯蔵又は取り扱う危険物について品目ごとにその数量を記録及び管理しなければならない。

（事故の際の措置）

第12条 化学物質等取扱者は、その保管若しくは取り扱いに係る化学物質等の飛散若しく

は漏えい等により保健衛生上の危害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに化学物質等取扱責任者に報告するとともに、必要な応急措置を講じなければならない。

- 2 化学物質等取扱者は、その保管若しくは取り扱いに係る化学物質等が盜難にあい、又は紛失したときは、直ちに化学物質等取扱責任者に報告しなければならない。
- 3 前2項の報告を受けた化学物質等取扱責任者は、本部においては事務局長及びコース主任、学習センターにおいては学習センター所長に報告するものとする。
- 4 前項の報告を受けた事務局長又は学習センター所長は、保健所、警察署又は消防機関に届け出る等の必要な措置を講じなければならない。
- 5 前項の措置を講じた後、事務局長又は学習センター所長は、直ちに安全衛生委員会に報告しなければならない。

(廃棄)

第13条 化学物質等取扱者は、使用を取りやめた化学物質等または、退職等により当該研究室等において使用する見込みのない化学物質等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）で定める廃棄方法の基準で速やかに廃棄しなければならない。

- 2 化学物質等取扱者は、前項の措置を講じた後、結果を化学物質等取扱責任者に報告しなければならない。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。